

外国株券振替決済制度における個人データの第三者提供に係る規定
及び上場外国株の多様化等に向けた規定整備に伴う「受託契約準則」
の一部改正について

平成17年12月8日
株式会社名古屋証券取引所

1. 改正趣旨

本年4月に個人情報の保護に関する法律が全面施行されたことにより、住所・氏名等の個人データを取り扱う事業者が当該個人データを第三者に提供する場合には、本人からの同意取得が義務付けられたことに伴い、顧客は、外国税務当局への税金還付手続き等、外国株券振替決済制度において必要となる個人データの第三者への提供に同意する旨を外国証券取引口座に関する約款に定めることとし、受託契約準則において所要の規定整備を行うこととする。

また、本年6月に外国会社向けの上場制度等を創設し、海外の企業に対し日本市場での上場による資金調達の途を開いたところであるが、今後想定される様々な国・地域の会社の株券の上場など、上場銘柄の多様化に対応するため、外国証券取引口座に関する約款で規定すべき内容等について、受託契約準則において所要の規定整備を行うこととする。

2. 改正概要

- ・ 外国証券の配当に課せられる源泉徴収税に係る軽減税率の適用・還付等の手続を行う場合の現地税務当局・現地保管機関等に対する当該手続に必要な個人データの提供に、顧客が同意する旨を定めるものとする。
- ・ 外国証券の発行者が有価証券報告書の作成や実質株主向けの情報提供等を行うために必要な個人データの提供に、顧客が同意する旨を定めるものとする。
- ・ 配当その他の金銭の分配が行われる場合、現地通貨を日本国内に送金した後に円貨に交換して実質株主に支払うこととなっているが、日本国外で円貨への交換を行う場合の取扱いを定めるものとする。
- ・ 株主総会における議決権に関し、議決権の不統一行使が認められず決済会社を通じた議決権行使ができない場合及び法令上実質株主が株主総会に出席して議決権を行使することができる場合においては、決済会社が議決権行使の取扱いを別に定めることができるものとする。
- ・ 新株引受権の処理に関し、顧客が引受けを希望しない場合等において決済会社が行う売却処分について、売却を行う国・地域の市場の状況等により売却が実行できない場合には、当該新株引受権は失効することとなる取扱いを明記する。
- ・ その他所要の整備を行う。

(備考)

- ・ 受託契約準則第28条の9第1項第1号
- ・ 受託契約準則第28条の9第1項第2号
- ・ 受託契約準則第28条の4第4項
- ・ 受託契約準則第28条の7第4項
- ・ 受託契約準則第28条の5第1項
- ・ 受託契約準則第3条の2等

3. 施行日

平成18年1月10日から施行する。

以上